

第2章 調査研究の計画と実施

第2章 調査研究の概要と実施

第1節 調査研究の目的

障害者訓練を担当する指導員は、障害者校だけでなく、都道府県立の一般校においても障害者訓練の受入れが進められる中、都道府県からは、職業能力開発総合大学校（以下「職業大」という。）では障害者訓練科目の大半を占める事務系職種に係る指導員養成訓練が少なく、都道府県において既にいる指導員が保有する指導員免許の免許職種では障害者向けの訓練の指導が不十分であり、また、指導員不足も指摘されているところである。

また、近年急増する精神障害者及び発達障害者等に対応を進める必要がある中、訓練コースの中心は依然として身体障害者または知的障害者を対象としたものであり、精神障害者等に求められる職場適応力の向上に向けた訓練コース自体が不足しているという課題もある。さらには、一般校の通常の訓練コースに「特別な配慮を要する訓練生」（以下「要配慮訓練生」という。）が受講するケースが増えており、訓練現場では指導員がその対応に苦慮しているという声も多く聞かれている。

これらの課題や、平成28年7月に取りまとめられた「職業能力開発施設における障害者訓練の在り方について（障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会報告書）」における「障害者を対象とした訓練科に特化した職業訓練指導員の配置基準を設けること」等の問題提起を踏まえ、本調査研究では、以下の①と②の2点の現状把握と分析を行い、その結果から課題の抽出及び対応を検討することにより以下の③と④について、今後の障害者訓練を実施する指導員の養成に向けての方針等を検討する基礎資料とすることを目的とする。

- ① 障害者訓練を担当する指導員についての現状把握と分析
- ② 一般校の指導員の要配慮訓練生への対応に係る現状把握と分析
- ③ 障害者訓練を担当する指導員に必要とされる指導員免許等について
- ④ 障害者訓練を担当する指導員の人材育成について

また、本調査研究では、研究会形式で現場の識者の意見をいただきながら、障害者訓練を担当する指導員不足の現状把握及び解決に向けての課題とその対応策の取りまとめを行うために、研究会を設置することとし、令和2年度に「障害者訓練を担当する職業訓練指導員等に関する調査研究会」（以下「研究会」という。）を職業大基盤整備センターによる運営で設置し、職業大及び障害者校の指導員、機構職業リハビリテーション部、厚生労働省の中から障害者訓練に関して高い見識を有する者で委員を構成し、下記の日程と議題で2回を開催した。

① 第1回 障害者訓練を担当する職業訓練指導員等に関する調査研究会

開催日時 令和2年10月1日(木) 13:30~16:30

開催場所 職業能力開発総合大学校 共用棟2階 会議室

- 議題
- (1) 調査研究の目的と昨年度の取組み状況について
 - (2) 障害者訓練を担当する職業訓練指導員に必要なスキルについて
 - (3) 障害者訓練を実施するうえで必要な専門スタッフ及び
専門スキルの習得について
 - (4) 要配慮訓練生に関する現状調査の実施について

② 第2回 障害者訓練を担当する職業訓練指導員等に関する調査研究会

開催日時 令和3年1月14日(木) 13:30~16:30

開催形式 メールによる書面形式にて開催

- 議題
- (1) 要配慮訓練生に関するアンケート調査結果の概況報告
 - (2) 障害者訓練を担当する職業訓練指導員に必要とされる
職業訓練指導員免許等について
 - (3) 障害者訓練を担当する職業訓練指導員の人材育成について
 - (4) その他

第2節 調査研究の実施

2-1 障害者訓練を担当する指導員についての現状把握と分析

(1) アンケート調査及びヒアリング調査の実施

訓練現場における障害者向け職業訓練の運用や指導員の現状等について、施設の実情を把握・分析する目的で、障害者校及び障害者訓練を実施している一般校に対して、「障害者訓練を担当する職業訓練を担当する職業訓練指導員に係るアンケート」調査を令和元年10月に実施した。アンケート調査票の内容については、巻末資料1を参照のこと。また、現場の意見をうかがいたく、アンケート調査対象施設の中から4施設へヒアリング調査にうかがった。

アンケート調査の依頼と回収は図2-1の流れで行った。依頼については、調査対象施設の職業訓練担当管理職と各都道府県の職業能力開発主管課(以下「主管課」という。)に対して行った。調査対象施設(機構営校は除く)の職業訓練担当管理職には、アンケート調査票への回答と主管課への提出を、主管課には、アンケート調査票の取りまとめと職業大基盤整備センターへの送付について依頼し、アンケートの回答については必ず主管課を経由するという形で行った。

また、アンケート調査結果について、第1回研究会で委員から意見をうかがった。

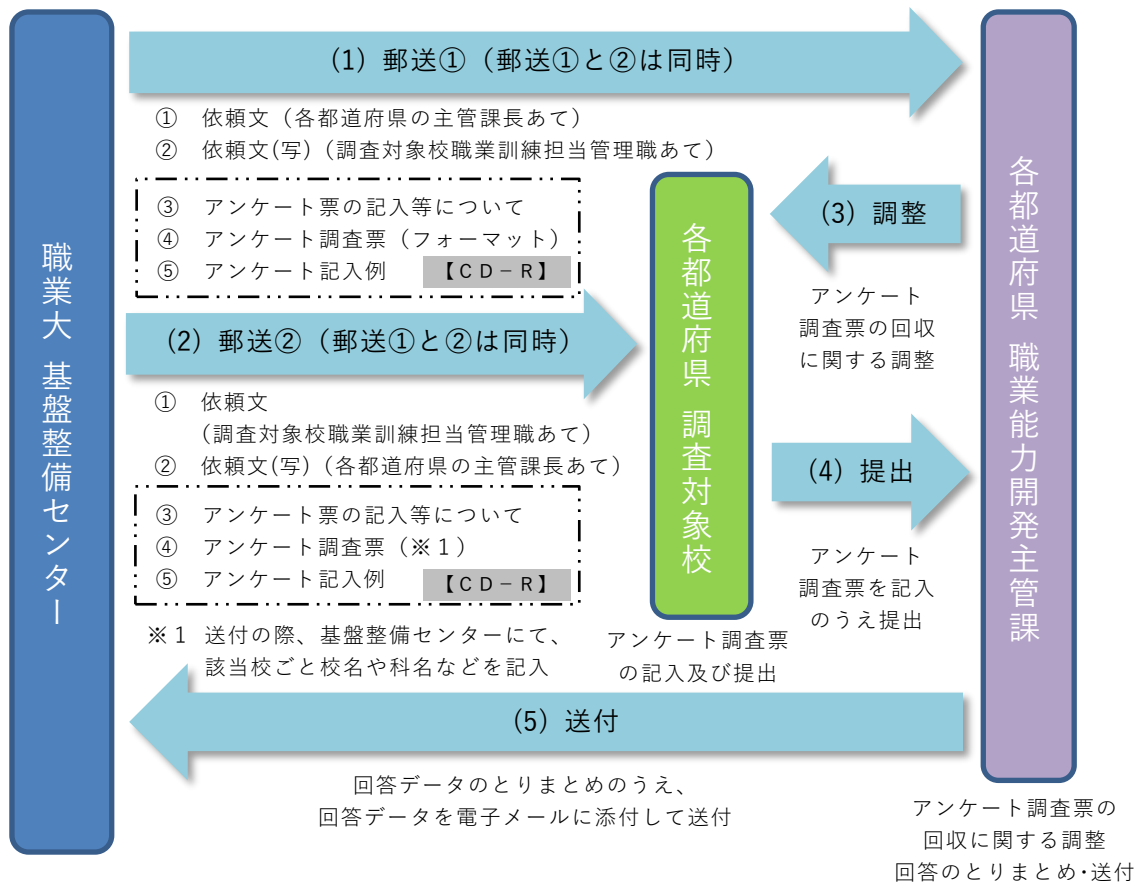


図2-1 アンケート調査の送付及び回答方法等

(2) 障害者訓練を実施している職業能力開発校について

現在、障害者を対象とした職業訓練については、

- ① 障害者校における職業訓練
- ② 一般校における障害者を対象とした職業訓練
- ③ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練 (以下「委託訓練」という。)

が実施されている。

令和2年度現在、①の障害者校は、国が設置する公共職業能力開発施設 (能開法施行規則別表第1) の13校 (うち、都道府県が運営している校が11校、機構が運営している校が2校) と、府県が設置・運営している6校のあわせて19校で、表2-1のとおりである。なお、下表に記載されていない、「愛知県立春日台職業訓練校」については平成30年3月末で閉校となっている。

47都道府県のうち、障害者校が設置されていない都道府県は、岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県。大分県、宮崎県、沖縄県の29県となっている。

表 2 - 1 障害者校の一覧（令和 2 年度）

	施設名	種別	都道府県
1	北海道障害者職業能力開発校	国立道営	北海道
2	青森県立障害者職業訓練校	県立	青森県
3	宮城障害者職業能力開発校	国立県営	宮城県
4	中央障害者職業能力開発校 (国立職業リハビリテーションセンター)	国立機構営	埼玉県
5	千葉県立障害者高等技術専門校	県立	千葉県
6	東京障害者職業能力開発校	国立都営	東京都
7	神奈川障害者職業能力開発校	国立県営	神奈川県
8	石川障害者職業能力開発校	国立県営	石川県
9	岐阜県立障がい者職業能力開発校	県立	岐阜県
10	静岡県立あしたか職業訓練校	県立	静岡県
11	愛知障害者職業能力開発校	国立県営	愛知県
12	京都府立京都障害者高等技術専門校	府立	京都府
13	大阪障害者職業能力開発校	国立府営	大阪府
14	兵庫障害者職業能力開発校	国立県営	兵庫県
15	兵庫県立障害者高等技術専門学院	県立	
16	吉備高原障害者職業能力開発校 (国立吉備高原職業リハビリテーションセンター)	国立機構営	岡山県
17	広島障害者職業能力開発校	国立県営	広島県
18	福岡障害者職業能力開発校	国立県営	福岡県
19	鹿児島障害者職業能力開発校	国立県営	鹿児島県

厚生労働省のWebサイト「ハロートレーニング（障害者訓練）」のページによると、令和 2 年度、②の障害者を対象とした職業訓練（委託訓練を除く）を実施している都道府県立の一般校は 29 校となり、表 2 - 2 のとおりである。

47 都道府県のうち、障害者校と一般校をあわせて、職業能力開発校で障害者訓練を実施していない（委託訓練は除く）都道府県は、岩手県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、富山県、長野県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県の 16 県となっている。

表2-2 障害者訓練を実施している一般校の一覧（令和2年度）

	施設名	都道府県
1	北海道立函館高等技術専門学院	北海道
2	北海道立旭川高等技術専門学院	
3	茨城県立水戸産業技術専門学院 水府町校舎	茨城県
4	埼玉県立職業能力開発センター	埼玉県
5	千葉県立我孫子高等技術専門校	千葉県
6	東京都立中央・城北職業能力開発センター 板橋校	東京都
7	東京都立城南職業能力開発センター	
8	東京都立城東職業能力開発センター	
9	新潟県立新潟テクノスクール	新潟県
10	石川県立金沢産業技術専門校	石川県
11	福井県立福井産業技術専門学院	福井県
12	山梨県立就業支援センター	山梨県
13	愛知県立名古屋高等技術専門校	愛知県
14	愛知県立岡崎高等技術専門校	
15	三重県立津高等技術学校	三重県
16	滋賀県立高等技術専門校 草津校舎	滋賀県
17	京都府立福知山高等技術専門校	京都府
18	大阪府立北大阪高等職業技術専門校	大阪府
19	大阪府立夕陽丘高等職業技術専門校	
20	奈良県立高等技術専門校	奈良県
21	和歌山県立和歌山産業技術専門学院	和歌山県
22	鳥取県立産業人材育成センター 倉吉校	鳥取県
23	島根県立東部高等技術校	島根県
24	岡山県立南部高等技術専門校	岡山県
25	岡山県立北部高等技術専門校 美作校	
26	熊本県立高等技術専門校	熊本県
27	宮崎県立産業技術専門校 高鍋校	宮崎県
28	沖縄県立具志川職業能力開発校	沖縄県
29	沖縄県立浦添職業能力開発校	

2-2 一般校の指導員の要配慮訓練生への対応に係る現状把握と分析

一般校での要配慮訓練生への指導員の対応や施設の現状等について、施設内訓練（障害者訓練を除く）を実施している一般校に対して、「要配慮訓練生を担当する職業訓練指導員に係るアンケート」調査を令和2年10月に実施した。調査の流れは、2-1のアンケート調査と同様に図2-1の流れで、調査対象施設の職業訓練担当管理職と各都道府県の主管課に依頼し行った。アンケート調査票の内容については、巻末資料2を参照のこと。

また、アンケート調査結果について、第2回研究会で委員により分析を行った。

2-3 障害者訓練を担当する指導員に必要とされる指導員免許等について

2-1のアンケート調査で、障害者訓練を実施している障害者校と一般校に対して、指導員が保有する指導員免許および、障害者訓練を実施するにあたって指導員の免許資格の要望等についてうかがった。また、アンケート調査結果について、研究会で委員の意見をうかがった。

なお、指導員と指導員免許の概要については次のとおりである。

(1) 指導員と指導員免許

能開法の規定に基づく公共職業能力開発施設（国・都道府県が職業訓練を行うために設置した施設）及び認定職業訓練施設（事業主等が職業訓練を行うために設置した施設）で訓練指導に当たる者を「職業訓練指導員（テクノインストラクター）」という。なお、職業訓練の種類と概要については表2-3のとおりである。

今回の調査研究の対象である障害者校や一般校で行われている障害者訓練は、主に訓練期間が1年以上のものは「普通職業訓練 普通課程」に、6か月のものは「普通職業訓練 短期課程」に分類される。

能開法第28条の第1項には「準則訓練のうち普通職業訓練（短期間の訓練課程で厚生労働省令に定めるものを除く。）における職業訓練指導員は、都道府県知事の免許を受けた者（都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練における職業訓練指導員にあつては、厚生労働省令で定める基準に従い当該都道府県又は市町村の条例で定める者）でなければならない。」、能開法第30条の2の第2項には「第二十八条第一項に規定する職業訓練（都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設の行うものを除く。）における職業訓練指導員については、当該職業訓練指導員が当該職業訓練に係る教科につき同条第三項各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者として厚生労働省令で定める者（同条第五項各号のいずれかに該当する者を除く。）に該当するときは、当該教科に関しては、同条第

一項の規定にかかわらず、職業訓練指導員免許を受けた者であることを要しない。」と規定されている。

以上により、能開法上は普通課程の普通職業訓練を担当する指導員のみ指導員免許を有することが必要であり、短期課程の普通職業訓練や高度職業訓練を担当する指導員に関しては、指導員免許保持者と同等以上の能力があることを求められるが、指導員免許の保有自体は義務付けられてはいない。ただし、指導員として都道府県職員に採用される場合や、機構の障害者訓練職や職業能力開発職の関連職種経験者枠での採用の応募の条件としては、関係する指導員免許を有することが求められている。また、指導員免許保持者と同等以上の能力については、「相当程度の知識又は技能を有する者は、厚生労働省で定められており、対象訓練科に関する実務経験等で判断される。」とされている。

表2-3 職業訓練の種類と概要

種類	訓練課程	訓練の概要	訓練期間及び総訓練時間
普通職業訓練	普通課程	中学校卒業者または高等学校卒業者等に対して、将来多様な技能・知識を有する労働者となりために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業者等 1年 総訓練時間 1, 400時間以上 中学校卒業者等 2年 総訓練時間 2, 800時間以上 1年につき概ね1, 400時間
	短期課程	在職労働者、離転職者等に対して、職業に必要な技能(高度の技能を除く)・知識を習得させるための短期間の課程	6月(訓練の対象となる技能等によつては1年)以下 総訓練時間12時間以上(管理監督者コースにあっては、10時間以上)
高度職業訓練	専門課程	高等学校卒業者等に対して、将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業者等 2年 総訓練時間 2, 800時間以上 1年につき概ね1, 400時間
	応用課程	専門課程修了者に対して、将来職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を有する労働者となるために必要な技能・知識を習得させるための長期間の課程	専門課程修了者等 2年 総訓練時間 2, 800時間以上 1年につき概ね1, 400時間
	専門短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度の技能・知識を習得させるための短期間の課程	6月(訓練の対象となる技能等によつては1年)以下 総訓練時間12時間以上
	応用短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための短期間の課程	1年以下 総訓練時間60時間以上

現在、指導員免許の職種は、能開法施行規則別表第11に基づき123職種あり、表2-4のとおりである。

表 2-4 指導員免許の免許職種（123職種）

（50音順）

索引	免許職種	索引	免許職種	索引	免許職種	
い	印章彫刻科		住宅設備機器科	に	日本料理科	
	インテリア科		食肉科	ね	熱処理科	
え	園芸科		情報処理科			熱絶縁科
か	介護サービス科	し	織機調整科	の	農業機械科	
	化学分析科		織布科	は	配管科	
	ガラス科		寝具科		発変電科	
	観光ビジネス科		森林環境保全科		発酵科	
き	機械科	す	水産物加工科		ひ	パン・菓子科
	木型科		スレート科	帆布製品科		
	貴金属・宝石科	せ	製材機械科	表具科		
	義肢装具科		西洋料理科	美容科		
金属表面処理科	製版・印刷科		フォークリフト科			
く	クレーン科		製本科	ふ	福祉工学科	
	計測機器科	石材科	プラスチック製品科			
建設科		染色科	フラワー装飾科			
け	建設機械科	造園科	プレハブ建築科			
	建設機械運転科	造船科	ブロック建築科			
	建築科	そ	送配電科	ほ	ボイラー科	
	建築板金科		測量科		貿易事務科	
	建築物衛生管理科		塑性加工科		防水科	
	建築物設備管理科		竹工芸科		縫製科	
	こ	公害検査科	た	畳科	め	縫製機械科
		光学ガラス科		鍛造科		ほうろう製品科
光学機器科		ち	築炉科	も		ホテル・旅館・レストラン科
工業包装科			鑄造科			メカトロニクス科
航空機製造科		て	中国料理科	や	麺科	
航空機整備科			デザイン科		ゆ	木材工芸科
広告美術科			電気科	よ		木工科
構造物鉄工科			電気工事科		屋根科	
港湾荷役科			電気通信科	れ	床仕上げ科	
コンピュータ制御科			電子科		洋裁科	
さ	左官・タイル科		電話交換科	わ	溶接科	
	さく井科		鉄鋼科		洋服科	
	サッシ・ガラス施工科	鉄道車両科	理化学機器科			
し	紙器科	と	陶磁器科	り	流通ビジネス科	
	漆器科		時計科		理容科	
	自動車製造科		塗装科		臨床検査科	
	自動車整備科		とび科	れ	冷凍空調機器科	
	自動車車体整備科	土木科	レザー加工科			
	事務科	な	内燃機関科	わ	枠組壁建築科	
	写真科	に	ニット科		和裁科	

(2) 指導員免許の取得

指導員免許は、当該者の申請に基づき各都道府県知事が免許証を交付する。指導員免許の取得方法は、図2-2の①から④の4つの方法（ルート）がある。なお、①の職業大が実施している指導員養成課程を含む指導員養成訓練の概要については表2-5を参照のこと。

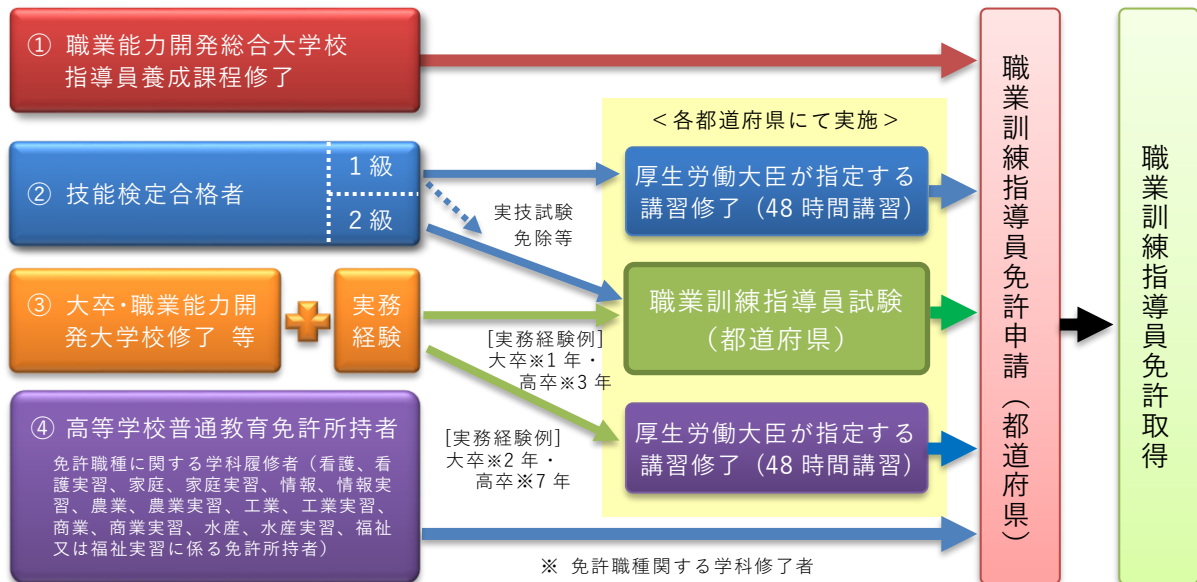


図2-2 指導員免許の取得方法（出典：厚生労働省のWebサイト）

厚生労働省のWebサイト「テクノインストラクター（職業訓練指導員）」のページに令和元年9月20日に掲載された資料「今後のテクノインストラクターの継続的安定的な養成・確保について」によると、②の指導員免許に対応する技能検定の1級に合格後に「厚生労働大臣の定める講習（以下「48講習」という。）」を受講・修了して指導員免許を取得するルートが、免許取得数の約5割を占めているが、「対応する技能検定」については、表2-4の全免許職種123職種のうち82職種のみが対応・該当している。したがって、残りの41職種の免許職種については、対応する技能検定職種が存在しない、ないしは近年の受験者数の減少等により技能検定職種自体が既に廃止となっているのが現状である。従って、実務経験者などがこれらの指導員免許を取得するルートとして、①の職業大の指導員養成訓練（指導員養成課程の実務経験者訓練技法習得コース）を受講するルートと③の職業訓練指導員試験の受験・合格があるが、①については、職業大での指導員養成訓練が設備面などから現実的に実施が困難であることの要因から、③については、試験実施者（都道府県）による実技や学科試験の実施が困難であること等の要因から、現在、指導員免許の取得方法が存在せず、実質的に取得不可能な免許職種となってしまっている状況にある。

表 2-5 職業大が実施している指導員養成訓練の概要（出典：職業大 Web サイト）

指導員養成課程（「普通課程の普通職業訓練」を担当できる指導員を養成する）	
指導力習得コース 【1年】	<p>職業能力開発総合大学の総合課程3,4年次（特定応用課程）の高度職業訓練を受けている方を対象に、普通職業訓練を担当するために必要な訓練技法のうち、職業能力開発指導力を培うための1年間の指導員養成訓練である。</p> <p>指導力習得コースを修め、かつ総合課程を修了することにより、各訓練科に応じて普通課程の普通職業訓練を担当できる複数の指導員免許を取得することができる。</p>
訓練技法習得コース 【6ヵ月】	<p>普通課程の普通職業訓練を担当するために必要な技法を習得するコースである。</p> <p>指導員に求められる「7つの能力」のうち、技能・技術力を除く6つの能力を学び、地域の人材ニーズに基づく職業訓練計画策定、訓練指導、就職支援（キャリア・コンサルティング、ジョブ・カード作成、就職先開拓等）、訓練の評価・改善等PDCAサイクルによる訓練コースの運営を行うことができる力を身につける。</p> <p>本コースを修了すると、普通課程の普通職業訓練が担当できる指導員免許が取得できる。</p>
訓練技法・技能等習得コース 【1年】	<p>普通課程の普通職業訓練を担当するために必要な技法・技能を習得するコースである。</p> <p>各専門分野の知識・技能・技術の取得に加え、指導員に求められる「7つの能力」を学び、地域の人材ニーズに基づく職業訓練計画策定、訓練指導、就職支援（キャリア・コンサルティング、ジョブ・カード作成、就職先開拓等）、訓練の評価・改善等PDCAサイクルによる訓練コースの運営を行うことができる力を身につける。</p> <p>本コースを修了すると、普通課程の普通職業訓練が担当できる指導員免許が取得できる。</p>
実務経験者訓練技法習得コース 【1ヵ月～1年】	<p>実務経験者や資格所持者を対象に、指導員として必要な能力（指導方法など）の習得を目的とした訓練。eラーニングシステムを活用したWebコースのため、公開日を定めている講義以外は、訓練期間中いつでも受講できる。</p> <p>なお、本コースを利用して指導員免許を取得する場合は、コース修了後に職業大にて開催する能力審査を受検し、合格する必要がある。本コースの修了証書および能力審査の合格証書をもって、各都道府県に申請することで、指導員免許を取得することができる。</p>
職種転換コース 【1年】	<p>職業訓練指導員の業務に従事している方に対し、必要な専門知識・技能を習得させることにより、新たに又は追加して指導員免許を取得するコース。</p>
高度養成課程（「専門課程、応用課程の高度職業訓練」を担当できる指導員を養成する）	
職業能力開発研究学域（修士相当課程） 【2年】	<p>一般大学における修士課程に相当しており、指導員としての実践的な能力を養うと同時に、自身の研究テーマの追求を通して修士相当の研究能力を育成する。ものづくり産業の発展に向けて学術的に貢献することを目的とし、我が国の幅広いものづくり産業の中で、その中心である機械、電気、電子情報、建築の4分野的を絞り、工学の研究成果を生産現場に適用、展開していく際の応用技術を設計、加工、評価、環境のそれぞれの視点から研究する。これにより、修了者が主要4分野の工学・技術・技能の発展、および人材の育成（職業能力開発）に主導的に貢献することを目指す。</p> <p>修了時には修士（生産工学）が取得できる。</p>

専門課程担当者 養成コース 【6ヵ月】	普通職業訓練を担当している方に対して、専門課程の高度職業訓練を担当するために必要な技法を習得するコース。
応用課程担当者 養成コース 【1年】	職業能力開発大学校で実施している応用課程（現在は、機構の施設のみで実施）を担当する指導員を養成するためのコース。 応用課程は、「次代を担う高度で多様な職業能力を有し、“ものづくり現場を担う将来のリーダー”として企業の発展に貢献できる職業人を養成する」ことが目的とされており、応用課程担当者養成コースは、このための教育訓練を指導できる人材を養成することを目的としている。 応用課程担当者養成コースの訓練期間は1年間だが、より実践的なカリキュラムとするために、職業大における授業と、職業能力開発大学校の現場におけるカリキュラムで構成されている。

なお、都道府県が実施する職業訓練指導員試験（平成12年度から各都道府県の自治事務と位置づけられている）について、令和元年度または令和2年度に指導方法の学科試験以外の実技試験や学科試験（関連学科）を実施した都道府県は表2-6のとおりである。（各自治体のWebサイト調べ）

表2-6 指導方法の学科試験以外の職業訓練指導員試験を実施した都道府県

都道府県	試験を実施した職種	実施した試験の種類
北海道	機械科、木工科	学科試験
青森県	電気工事科、溶接科	実技試験及び学科試験
	造園科、建築科、配管科	学科試験
秋田県	機械科、建築科	学科試験
東京都	理容科、美容科	実技試験及び学科試験
神奈川県	機械科	学科試験
山梨県	機械科	学科試験
愛知県	クレーン科	実技試験及び学科試験
	機械科、和裁科、建築科	学科試験
京都府	和裁科	学科試験
奈良県	和裁科	学科試験
広島県	和裁科	学科試験
愛媛県	織機調整科	実技試験及び学科試験
	機械科、和裁科、木工科、配管科	学科試験
福岡県	情報処理科	実技試験及び学科試験
大分県	和裁科	学科試験

(3) 事務科の指導員免許

障害者訓練を担当する上での免許職種として、事務科の指導員免許の保有を求められる機会が多くある。例えば、機構の令和3年4月採用職員の障害者訓練職での募集要項においても、応募資格として事務科又は情報処理科の指導員免許の保有を満たす必要があるとされている。能開法施行規則別表第11によると、事務科の職業訓練指導員試験の試験内容は表2-7のとおりである。

表2-7 事務科の職業訓練指導員試験の科目の内容

実技試験の科目	学科試験の科目		
	指導方法	系基礎学科	専攻学科
1. 文書実務 2. 計算実務 3. 簿記及び会計実務	職業訓練原理 教科指導法 訓練生の心理 生活指導及び 職業訓練関係法規 ※ 各免許職種共通	1. 事務一般 (企業形態、企業組織、 応接法、OA機器、 関係法規) 2. 安全衛生 (安全管理、衛生管理) ※ 電話交換科と共通	1. 事務 (総務実務、文書実務、 人事実務、営業実務、 OA事務) 2. 簿記・会計 (商業簿記、工業簿記、 原価計算、財務諸表論、税 務計算)

しかしながら、事務科の指導員免許の取得については、図2-1の指導員免許の取得方法の②における対応する技能検定職種がない（能開法施行規則別表第11の2）ため、48講習の受講による指導員免許の取得ルートがないこと、③の職業訓練指導員試験については、実技試験、基礎系学科試験、専攻学科試験が免除となり、指導方法の学科試験のみの合格で取得できる条件が公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験の合格（平成17年までの試験制度では第2次試験若しくは第3次試験の合格）又は税理士試験の合格（能開法施行規則別表第11の3）となり、非常にハードルが高く、また、指導方法の学科試験以外の事務科の職業訓練指導員試験を都道府県が実施していないことから、需要はある免許職種ではあるが、④の高等学校教員免許所持者以外が事務科の指導員免許を取得することが非常に困難な状況となっている。なお、試験の免除については、日商簿記検定1級の合格で実技試験の簿記及び学科試験の簿記が免除になるが、同様の理由でこのルートでの取得は困難になっている。

④の高等学校教員免許所持者の事務科の指導員免許取得のルートとしては、次のイロ双方の要件を満たす場合は、都道府県に事務科の指導員免許を申請し、取得することができる。

イ 看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉又は福祉実習の、いずれかの教科についての高等学校の教員の普通免許状を有している。

- ロ 大学等で免許職種に関連する学科を履修している。(表2-10の「学科試験の科目のうち関連学科(系基礎学科及び専攻学科)」をそれぞれ8割以上履修)

(4) 福祉工学科の指導員免許

前述している能開法施行規則第37条(第1章の1-4参照)には指導員免許を保有する指導員が担当できる職業訓練について記載されており、表2-4の免許職種123職種のうち、「福祉工学科」以外の122職種については、それぞれの担当できる専門的な職種で分類されているのに対して、福祉工学科の指導員免許については、担当する免許職種に対応した指導員免許を保有する指導員が、障害者訓練を担当するために必要な、障害者の特性を理解し、工学的な支援を行うことができる知識や技能をあわせ持つ免許職種となっていることがうかがえる。

能開法施行規則別表第11によると、福祉工学科の職業訓練指導員試験の試験内容は表2-8のとおりになるが、前述の事務科の指導員免許と同様に、対応する技能検定の免許職種がなく、また、職業訓練指導員試験についても、実技試験や指導方法以外の学科試験も行われていない。したがって、障害者訓練を担当するにあたって需要がある免許職種ではあるが、教員免許者保有者以外の指導員免許の取得は非常に困難になっている。

表2-8 福祉工学科の職業訓練指導員試験の科目の内容

実技試験の科目	学科試験の科目	
	指導方法	関連学科
1. 身体機能の測定及び分析 2. 福祉機器の加工及び調整 3. 職業リハビリテーション	職業訓練原理 教科指導法 訓練生の心理 生活指導及び 職業訓練関係法規 ※ 各免許職種共通	1. 機械工学(機械要素、機構) 2. 電子工学(電子理論) 3. 情報制御工学(電子計算機、システム設計、プログラム言語) 4. 医学一般(形態、生理、病理、運動力学) 5. 環境設備及び福祉機器(環境設備、機能測定機器、機能訓練機器、障害代償機器、障害代償機器用材料) 6. 職域開発及び障害者職業論(作業適性、作業改善、職業能力評価、リハビリテーション、社会福祉制度、労働福祉制度) 7. 安全衛生(安全管理、衛生管理)

なお、職業大(平成5年3月までは「職業訓練大学校」、平成11年3月までは「職業能力開発大学校」の名称)で平成元(1989)年4月から平成16(2004)年の4月の再編まで設置されていた長期課程の福祉工学科では、卒業と同時に申請することで福祉工学科の指導員免許を取得することができた。

職業大の長期課程福祉工学科は、平成元年4月の長期課程の再編により設置された学科で、平成16年4月の長期課程の再編まで設置されていた。当時のWebサイトによると、沿革として「昭和58年に「完全参加と平等」をテーマとした国際障

害者年を契機にリハビリテーション関係の工学専門職の養成制度を早急に確立すべきであるという機運から、社会福祉に積極的に貢献する工学分野として我国初の福祉工学科新たに設置されました。」とあり、目的としては「障害者の特性を理解し、円滑なコミュニケーションを行って就労を希望する障害者の職業能力開発を行い、またそのために必要とされるQOL（Quality Of Life）の向上に役立つ様々な福祉機器の開発を行える指導員や技術者を養成することです。」とあった。

カリキュラムについても「技術革新の著しい今日、障害者がその障害を克服し能力を発揮して幸福な職業生活が行えるように工学、心理学、医学的面から総合的に障害者の抱える問題点をとらえ、技術的な支援を行うことのできる人材の育成が求められています。福祉工学科のカリキュラムはこの目的のために次の3つの分野から構成されています。」とあり、「工学分野」「職業リハビリテーション分野」「医学リハビリテーション分野」の3つの分野で構成されていた。「また3年生からはメカトロニクス関連科目を共通として、機械システムコースと電気システムコースに分かれ、それぞれの専門科目の他に、興味によってコンピュータ制御や義肢装具などの勉強をすることができます。得られた知識は、福祉機器実習や個別テーマで与えられる福祉工学実習で検証し、卒業研究で確実なものとしします。さらに、高度な専門知識を希望される方のために、研究課程への進学道が開かれています。」とあり、これから先に重要となる（現在重要になっている）障害者訓練を担当する指導員養成を見据えた目的と内容になっていたことがうかがえる。

なお、福祉工学科を卒業と同時に（申請することで）「福祉工学科」の指導員免許を取得することができたが、それ以外にも履修した科目により「機械科」「電子科」「計測機器科」「情報処理科」「コンピュータ制御科」「理化学機器科」「義肢装具科」「メカトロニクス科」の指導員免許を卒業と同時に取得することができた。

職業大長期課程福祉工学科の卒業生の中には、障害者校の指導員や地域障害者職業センターの障害者職業カウンセラーとして活躍している者も多くいる。

2-4 障害者訓練を担当する指導員の人材育成について

2-1のアンケート調査で、障害者訓練を担当する指導員の人材育成の現状と課題及び、障害者訓練をサポートする専門家の配置状況と要望についてうかがった。

そのアンケート調査結果を基に、研究会で、障害者訓練を担当する指導員に必要なスキルや、障害者訓練をサポートする専門家の配置について検討し、障害者訓練を担当することとなった指導員の育成に必要な研修のカリキュラム案を提案した。提案の内容については第3章の1-3（3）にて報告する。